

## 奈良市ファミリー・サポート・センター事業業務委託事業者選定審査委員会設置要領

### (目的及び設置)

第1条 奈良市ファミリー・サポート・センター事業の実施団体を募集するに当たり、応募団体の審査を適正に行うために奈良市ファミリー・サポート・センター事業業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 募集要項の策定に関すること。
- (2) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体が行う説明に基づき審査するための評価基準及び評価方法の策定に関すること。
- (3) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体が行う説明に基づく審査に関すること。
- (4) 実施団体の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、専門知識を有する者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第7条の報告が行われた日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (報告)

第7条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月13日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、第7条の報告が行われた日限り、その効力を失う。